下野上スマートコミュニティプロジェクトマネジメント業務 企画プロポーザル実施要領

1 業務の目的

大熊町では、令和2年2月に「大熊町2050ゼロカーボン宣言」(以下、「ゼロカーボン宣言」という。)を行い、原発事故を経験したからこそ、化石エネルギーに頼らず、地域の再生可能エネルギーを活用した持続可能なまちづくりに取り組むこととしている。また、令和3年2月に策定した「大熊町ゼロカーボンビジョン」(以下、「ビジョン」という。)においては、「2040年までのゼロカーボン達成」を町の目標として掲げ、その実現を目指し、これまで地産地消システムの構築に向けて、ビジョンに基づき、地域新電力会社である「大熊るるるん電力株式会社」の設立や公共施設等へ電力供給を開始させたほか、「大熊町ゼロカーボンの推進による復興まちづくり条例」の制定、さらには「ゼロカーボン補助金」の創設など、各種施策を実施している。

その中でも下野上地区では、再開発事業と一体的にスマートコミュニティを構築し、2030 年までにゼロカーボンシティを目指すモデルケース位置付けているところである。

これまでのところ、令和2年度から令和3年度にかけて、太陽光発電設備・大型蓄電池・送電線等電気設備の基本設計及び事業計画の検討を行ったところである。令和4年度、令和5年度は当該事業に係る電気設備等の実施設計及び整備工事を行い、令和6年4月には特定送配電事業として下野上地区内の需要家へ電力供給する予定である。

本業務は、下野上スマートコミュニティ(以下、スマコミ事業という)の円滑な事業形成に向けた 関係機関との諸手続き等調整、及び事業計画の観点からの品質確保を図るべく、プロジェクトマネジ メントを行うことを目的とする。

2 業務内容

- (1) 対象業務 大熊町下野上スマートコミュニティプロジェクトマネジメント業務委託
- (2) 仕様 別紙「下野上スマートコミュニティプロジェクトマネジメント業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託業務期間 委託契約の締結の日から、令和6年3月29日までの期間
- (4) 委託費の上限

金 21,813,000 円 (消費税及び地方消費税込み)

3 プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる①~⑧の条件を全て満たしている者とする。なお、条件を満たさない者の企画提案は受け付けない。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 公告の日から入札等の日までの間に、大熊町の工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者 の資格審査及び指名等に関する要綱(昭和61年10月21日訓令第1号)による入札参加

制限中の者でないこと。

- ③ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- ④ 次のアからウまでのいずれかに該当するものでないこと。
 - ア 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続き開始の申し立てがなされて いる者
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき再生手続き開始の申し立て(同法附則 第2条の規定により、なお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む)が なされている者
 - ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続き開始の申し立てがなされた者及 びその開始決定がなされている者(同法附則第3条1項の規定により、なお従前の例に よることとされる破産事件に係るものを含む。)
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑦ 過去に、以下に示す業務の全てを受注した実績があること。
 - ・国、都道府県、特殊法人等、地方公共団体が発注した電気設備整備費が 3 億円以上のスマートコミュニティ構築事業におけるプロジェクトマネジメント業務
 - ・スマートコミュニティ事業への運営参画、もしくは国、都道府県、特殊法人等、地方公共 団体が発注した運営支援業務

(2) 実施要領等の入手方法

本プロポーザルに係る企画提案書様式等については、大熊町のホームページからダウンロードして入手すること。大熊町役場の窓口又は郵送等での配付は行わない。なお、参加資格が認められたものには「下野上スマートコミュニティマスタープラン」のデータを提供するので参考にすること。

4 スケジュール及び様式一覧

(1) スケジュール

項目	日程
公募開始	令和4年9月5日(月)
質問受付期限	令和4年9月9日(金)午後5時まで
質問回答	令和4年9月13日(火)
参加資格確認申請書提出期限	令和4年9月20日(火)午後5時まで
企画提案書提出期限	令和4年9月30日(金)午後5時まで

審査会(プレゼンテーション)	令和4年10月上旬
	※公募状況により変更の可能性あり
	※時間は別途通知
審査結果の通知	審查会日以降

(2) 様式一覧

様式番号	項目	
様式第1号	質問書	
様式第2号	企画プロポーザル参加意思表明書 兼 参加資格確認申請書	
様式第3号	会社概要	
様式第4号	守秘義務誓約書	
様式第5号	業務実施体制書	
様式第6号	暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書	

5 質問等の受付

質問については、以下により受け付ける。

- (1) 受付期限 令和4年9月9日(金)午後5時まで(必着)
- (2) 提出方法

質問書(様式第1号)により、大熊町ゼロカーボン推進課宛でに電子メールにより提出すること。電子メールの件名は「【質問書】下野上スマートコミュニティプロジェクトマネジメント業務」とすること。なお、電話による質問は受け付けない。

メール: zerocarbon@town.okuma.fukushima.jp (ゼロカーボン推進課宛)

(3)回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和4年9月13日(火)午後5時までに大熊町役場のホームページに随時公表する。なお、個別での回答は行わない。

6 企画プロポーザル参加資格確認申請書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、次のプロポーザル参加資格確認申請に関する書類を提出し、本プロポーザルに参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

- (1) 提出期限 令和4年9月20日 (火) 午後5 時まで(必着)
- (2) 提出 先 ゼロカーボン推進課
- (3)提出書類
 - ① 企画プロポーザル参加意思表明書 兼 参加資格確認申請書(様式第2号)
 - ② 会社概要(様式第3号)
 - ③ 本要領3プロポーザルに係る事項(1)プロポーザル参加の要件⑦に示す実績を満たしてい

ることを証する書類の写し

(4) 提出方法 電子メール、郵送 (簡易書留)、または持参

7 企画提案書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、次の企画提案に関する書類を提出期限迄に提出すること。

- (1) 提出期限 令和4年9月30日(金)午後5時まで(必着)
- (2) 提出 先 大熊町役場ゼロカーボン推進課
- (3)提出書類
 - ① 企画提案書及び工程表 (様式任意。但し、日本工業規格 A4 判とする)
 - ② 事業経費積算書(様式任意。但し、日本工業規格 A4 版とする)
 - ③ その他企画提案を説明するのに必要な書類
 - ④ 会社概要(様式第3号)と、直近2年分の決算書又は事業報告書(収支状況が分かるもの)
 - ⑤ 守秘義務誓約書 (様式第4号)
 - ⑥ 業務実施体制書(様式第5号)
 - ⑦ 定款又は寄付行為の写し(法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当する もの)
 - ⑧ 法人登記簿の写し(申請受付日の3ヶ月以内のもの)
 - ⑨ ※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した 書類。
 - ⑩ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式第6号)

(4) 提出部数

- ①~⑨につき、印刷1部及びPDFデータ
- ・その他、審査委員会用のPDFデータとして、①企画提案書、④会社概要(決算書類除く) 及び⑥業務実施体制書について、一つのPDFデータに合体させたものを提出すること。 (④、⑥、①の順とすること)
- (5) 提出方法

電子メール、郵送(簡易書留)、または持参

8 企画提案書の内容

企画提案書には別紙「下野上スマートコミュニティプロジェクトマネジメント業務委託仕様書」 (以下、「仕様書」という。)に基づき、以下のとおり作成すること。

本業務では、大熊町の置かれた状況、目指す方向性を正しく理解した上で、全国各地・世界のスマートコミュニティ等の先行事例を参考としながら、再エネの地産地消と地域の魅力向上に繋げる事業の具体化を進める能力が不可欠である。提案者はビジョン及びスマコミ事業マスタープランをよく読み込んだ上で、以下の内容について資料を作成すること。

(1) 提案内容

- ① 全般的事項
 - ・スマコミ事業のプロジェクトマネジメントを実施するうえで、工程上留意すべき事項とそ の対策について記述すること。
 - ・特に令和6年4月に特定送配電事業(小売供給を含む)を開始するために、関係機関等と調整を図るべきこと、完了すべき諸手続き、町が意思決定を行うべきことなどを、時期、理由を含めて記述すること。
- ② 電気設備等工事に関するマネジメントについて
 - ・スマコミ事業の電気設備等工事に関する関係者調整に当たり、ビジョン及びマスタープランとの整合性の観点から重要視すべき視点と具体的な調整事項を記述すること。
- ③ 特定送配電事業に関するマネジメントについて
 - ・特定送配電事業(小売供給を含む)における円滑かつ適正な事業形成を図るため、需要家の電力需要等の調査及び調整事項、またその結果に基づく事業の妥当性検証に関する取組方針を記述すること。
 - ・特に需要家等の調整事項の想定と、調整を円滑に行うための工夫について記述すること。
- ④ 地域振興に係る検討について
 - ・マスタープラン記載の地域ビジネス構想を参考に、地域振興事業の事業化に向けた検討方 針を具体的に記述すること。
 - ・特に、町民の帰還及び移住・定住促進など居住・交流人口拡大に向けた地域振興事業を検討 すること。

(2) 留意事項

仕様書中、委託内容に記載している各業務が、円滑に着実に遂行できる具体的な提案を行うこと。また、各業務をどのように連携して実施するかについて具体的に提案すること。

- 9 企画提案書等の提出に際しての留意事項
- (1) 失格又は無効

次の各号の一に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合。
- ③ 提出書類に不備があった場合。
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ⑤ 当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者(役員等)が刑法に定める容疑により逮捕又 は起訴された場合。
- ⑥ 本要領に違反すると認められる場合。
- ⑦ その他、町が予め指示した事項に違反した場合。
- (2) 複数企画提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届(任意様式)を提出すること。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。

(5) その他

提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。提出された企画提案書等は返却しない。

10 審査に関する事項

(1)審査方法

企画プロポーザルによる各社からの提案を受け、町は本業務に関する審査委員会においてこれを総合的に評価し、契約候補者(単独随意契約候補者)を選定する。

(2) 審査会 (プレゼンテーション)

企画提案書及び企画提案者からのプレゼンテーション形式により審査を行う。 本審査で選定された者を契約候補者とし、契約締結の手続きを行う。

① 開催日時及び会場

令和4年10月上旬 ※公募状況により変更の可能性あり 時間は別途通知

大能町役場本庁舎

※企画提案者が審査会場に入室できる人数は3名までとする。

② 審査所要時間

説明時間20分程度、及び質疑応答10程度の計30分程度を目安とする。

③ 審査基準

下記の項目に基づいて審査・採点を行い、総合点数が最も高い提案者を選定する。ただし、審査員一人当たりの平均点数が 25 点を満たさない者は選定されない。なお、総合点数が同点の場合には、見積額が安価な提案者を上位とし、見積額が同額の場合は審査委員会の合議により順位を決定する。

④ 通知等

審査結果は速やかに参加者に通知する。選定されなかった者は、書面により、審査結果についての説明を求めることができるものとする。なお、書面は通知を受領した日の翌日から起算して15日以内に提出しなければないないものとする。

【審査基準】

評価項目	審査の視点	配点
1. 業務体制		(15)

本事業を期間内に確実に遂行できる、体制・実績を持っているか。			
1	体制・計画	・業務を期間内に実施する上で十分な体制、計画であるか。	5
		・分野ごとに専門性を有する人材を配置しているか。	Э
(<u>2</u>)	実績	・プロジェクトマネジメントに関する実績があるか。	10
2		・事業参画もしくは運営支援の実績があるか。	10
2.	提案事項		(35)
(3)	全般的事項	プロジェクトマネジメントに係る工程上留意事項と対策について、網	10
(3)	(工程管理)	羅的かつ具体的に示されているか。	10
	電気設備等工事に	電気設備等工事に関して、ビジョン及びマスタープランと整合を図る	
4	関するマネジメン	べき点について理解し、関係者調整会議で調整すべき事項が具体的に	5
	トについて	示されているか。	
	特定送配電事業に	需要家等との調整事項及び各調査方針について具体的に提示されて	
⑤	関するマネジメン	いるか。需要家等との調整を円滑に行うために効果的な工夫が図られ	10
	トについて	ているか。	
(6)	地域振興に係る検	町民の帰還及び移住・定住促進など居住・交流人口拡大に向けた地域	5
0	討について	振興事業の検討方針が示されているか。	Э
		大熊町が置かれた特殊な状況を定量的かつ定性的に理解し、地に足の	
7	地域理解	着いた検討ができているか。加えて、その特殊性や厳しさを逆手にと	5
		ってゼロカーボンの推進に生かしていく発想力を有しているか。	
		合計点	(50)

【評価方法】

審査項目毎に評価点を付す。

【評価点】

(通常項目:5点満点)

. =	
点数	評価
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

(重要項目:10点満点)

点数	評価
10	優れている
8	やや優れている
6	普通
4	やや劣る
2	劣る

【評価点の算出式】

評価する審査員の評価点の合計点数

11 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

選定した契約候補者と町が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。仕様 書の内容は契約候補者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおりに反映されない場合 がある。

(2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

(3) その他

契約候補者と町との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、 審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議する。

13 問い合わせ先及び各種書類の提出先

大熊町役場 ゼロカーボン推進課

〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717

電話番号 0240-23-7597

メールアト・レス zerocarbon@town.okuma.fukushima.jp